

○ オルトートルイジンによる健康障害の防止対策の継続的な実施について

(平成28年6月20日基安発0620第1号, 都道府県労働局長宛, 厚生労働省労働基準局安全衛生部長名)

福井県の事業場においてオルトートルイジン等の化学物質を取り扱う作業に従事していた複数の労働者が膀胱がんを発症する事案が発生したことを踏まえ、平成27年12月18日付け基安発1218第1号「芳香族アミンによる健康障害の防止対策について」により、芳香族アミンによる健康障害の防止対策の周知について関係団体に要請しているところである。

本省では、今後、専門家からなる検討会においてオルトートルイジンの取扱い作業に関するリスク評価や健康障害防止措置の検討を行う予定としているが、その結果を待たず、今般、別添により健康障害の防止対策の継続的な実施について関係団体に要請したところである。

ついでには、都道府県労働局においても、同種の事案を予防する観点から、関係事業者に対してオルトートルイジンによる健康障害防止対策の継続的な実施を指導するとともに、管内の関係事業者団体に対して要請願いたい。

なお、関係事業者を指導する際には、オルトートルイジンに関する検査を実施した場合及びそれ以外の手法により膀胱がんの疑いのある労働者や退職者を把握した場合に、検査結果又は把握した情報を速やかに所轄の労働局又は労働基準監督署に報告するよう、併せて指導すること。

別添

オルトートルイジンによる健康障害の防止対策の継続的な実施について

(平成28年6月20日基安発0620第1号)

日頃より、労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福井県の事業場においてオルトートルイジン等の化学物質を取り扱う作業に従事していた複数の労働者が膀胱がんを発症する事案が

発生したことを踏まえ、平成27年12月18日付け基安発1218第1号「芳香族アミンによる健康障害の防止対策について」により、貴団体に対し芳香族アミンによる健康障害の防止対策の周知についてお願いしました。

また、厚生労働省では、福井県の事業場について独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所に災害調査を依頼するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署に指示し、全国のオルトートルイジン取扱い事業場への立ち入り調査を行いました。

厚生労働省では、これらの調査結果を踏まえて、今後、専門家からなる検討会においてオルトートルイジンの取扱い作業に関するリスク評価や健康障害防止措置の検討を行う予定としております。

貴団体におかれましては、これらの結論が出るまでの間、上記通達の記の2で示した膀胱がんに関する検査（検査項目は別添参照）について、①オルトートルイジンの取扱い作業に従事している労働者又は従事したことのある労働者に対する検査の実施、②オルトートルイジンの取扱い作業に従事したことのある退職者に対する検査の受診勧奨を、概ね6月以内ごとに1回、定期的に行うことが望ましい旨、貴会傘下の会員事業場等に周知いただきますようお願いいたします。

(別添)

オルトートルイジンに関する検査項目

1 対象者に共通に実施する項目

- ①業務の経歴の調査
- ②血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ③血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

- ④尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査
- 2 上記1の検査の結果、医師が必要と認めた場合に実施する項目

- ①作業条件の調査
- ②医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査

○ 事業場における発がん性のおそれのある化学物質に係る健康障害防止対策の徹底について

（平成28年6月20日基安発0620第3号、都道府県労働局長宛、厚生労働省労働基準局安全衛生部長名）

福井県の事業場において、オルトートルイジン等の化学物質を取り扱う作業に従事していた複数名の労働者が膀胱がんを発症した事案が発生し、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所が災害調査を行ったところである。

この調査結果によると、オルトートルイジンを取り扱う作業に従事していた労働者について、オルトートルイジンに汚染された保護手袋の使用などにより、長期間にわたり経皮ばく露（皮膚から体内に吸収されること）があったことが示唆されたところである。

このため、発がん性のおそれがある化学物質については、経気道ばく露（呼吸により体内に吸収されること）だけでなく、経皮ばく露、経口ばく露（口から体内に入ること）による健康影響のおそれについても留意する必要がある、広く周知する観点から関係団体に対し別紙のとおり、事業場における発がん性のおそれのある化学物質に係る健康障害防止対策の徹底について要請しているの、了知されたい。

（別紙）

事業場における発がん性のおそれのある化学物質に係る健康障害防止対策の徹底について（要請）
（平成28年6月20日基安発0620第2号）

日頃から労働安全衛生対策の推進に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福井県の事業場において、オルトートルイジン等の化学物質を取り扱う作業に従事していた複数名の労働者が膀胱がんを発症した事案が発生し、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所が災害調査を行ったところです。

この調査結果によると、オルトートルイジンを取り扱う作業に従事していた労働者について、オルトートルイジンに汚染された保護手袋を使用するなどにより、長期間にわたり経皮ばく露（皮膚から体内に吸収されること）があったことが示唆されたところです。

このため、発がん性のおそれがある化学物質については、経気道ばく露（呼吸により体内に吸収されること）だけでなく、経皮ばく露、経口ばく露（口から体内に入ること）による健康影響のおそれについても留意する必要がある、広く周知する観点から下記事項の徹底を図ることといたしました。

つきましては、貴団体におかれましては、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業者等に対する周知等、本対策の推進に御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 経皮ばく露等を確認すべき化学物質の特定
事業者は、事業場において製造し、又は取り扱う化学物質について、SDS（安全データシート）により物質ごとに危険有害性情報、ばく露防止及び保護措置等について確認し、経皮ばく露等による健康障害のおそれがあるものを把握すること。

なお、世界保健機関（WHO）の専門組織である国際がん研究機関（IARC）が発がん性についてグループ1（ヒトに対して発がん性がある）、グループ2A（ヒトに対しておそらく発がん性がある）又はグループ2B（ヒトに対して発がん性が疑われる）のいずれかに分類している化学物質のうち、日本産業衛生学会又は米国産業衛生専門家会議（ACGIH）が経皮吸収による健康影響があるとしているものについては、別紙

のものがあるので、特段の注意を払うこと。

また、別紙の化学物質を含め、経皮ばく露による発がんのおそれがある化学物質を取り扱っている場合であって、SDSを入手していない又はSDSに記載されている情報が古い場合には、新しい情報を記載したSDSを当該化学物質の提供者から入手すること。

2 ばく露防止対策を含めた作業方法等の点検

事業者は、別紙の化学物質を含め、経皮ばく露による発がんのおそれがある化学物質を事業場において製造し、又は取り扱っていることを確認した場合には、事業場における作業方法、作業環境、作業主任者又は作業指揮者による作業管理状況、保護具の使用保管状況等を点検し、当該物質による経皮ばく露のおそれがないか確認すること。

なお、福井県の事業場に対する災害調査では、オルトートルイジンを原料とした製品粉体のばく露により生体へ取り込み、汗や胃液などで製品からオルトートルイジンが発生する可能性があることとされていることから、発がん性物質を原料として合成した化学物質についてもばく露防止対策を含めた作業方法等の点検を行うこと。

点検の結果、当該物質のばく露のおそれがある場合には、当該物質のSDSに記載されているばく露防止措置及び保護措置等を早急に講ずること。

3 保護具の使用及び管理

呼吸用保護具、保護眼鏡、化学防護服、保護手袋等の保護具は、化学物質等の性状、化学物質等を製造又は取り扱う作業等に応じた適切なものを選定すること。

なお、これらの保護具に係る規格として、JIST8150（呼吸用保護具）、JIST8115（化学防護服）、JIST8116（化学防護手袋）、JIST8117（化学防護長靴）、JIST8147（保護めがね）等が

あること。

また、破損等がなく、また使用期限を超過していない適切な保護具の使用を徹底するため、使用前の保護具の点検及び日常の保守管理を適切に実施すること。

なお、防じんマスク及び防毒マスクについては、「防じんマスクの選択、使用等について」（平成17年2月7日付け基発0207006号）、「防毒マスクの選択、使用等について」（平成17年2月7日付け基発0207007号）に基づき、使用及び管理を行うこと。

さらに、適切な保護具の使用等を徹底するため、労働安全衛生規則（以下「規則」という。）第35条に基づく雇入れ時等の教育はもとより、あらゆる機会を捉えた労働者に対する教育の実施及び労働者の保護具の使用状況の確認を行うこと。

4 健康管理

事業者は、別紙の化学物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者については、規則第44条又は第45条に基づく定期健康診断における「既往歴及び業務歴の調査」や「自覚症状及び他覚症状の有無の調査」などを通じた健康管理を的確に行うこと。

具体的には、別紙の化学物質の製造・取扱い作業への従事歴の有無等を確認し、従事歴がある場合には、当該化学物質のSDSに記載されている健康影響が生じているか否かを、既往歴の調査、自覚症状・他覚症状の有無の検査により確認するとともに、これらの健康診断項目において異常所見が認められた場合には、精密検査の受診勧奨を行う等の措置を講じること。

（別紙）

発がん性のおそれのある化学物質のうち経皮吸収による健康影響があるもの（編注：略）

- 化学物質のリスク評価検討会報告書（オルトートルイジンに対する今後の対応）を公表します～オルトートルイジンによる健康障害の防止措置を直ちに検討～

（平成28年7月28日）

厚生労働省の「化学物質のリスク評価検討会」

（座長：名古屋 俊士 早稲田大学名誉教授）で

は、毎年、化学物質による労働者の健康障害のリスク評価を行っています。このほど、「ヒトに対して発がん性がある」とされている「オルトートルイジン」に対する今後の対応について報告書をまとめましたので、公表します。

今回の結果を受け、「オルトートルイジン」について、直ちに健康障害防止措置の検討に着手します。なお、こうした検討に先立ち、「オルトートルイジン」の製造・取扱作業を行う事業場に対しては、設備、作業方法の改善、業務の状況に応じた換気、有効な化学防護服の着用などの適切なばく露防止措置、関係労働者の健康管理措置を講じるよう既に指導しています。

【検討結果概要】

■ 「オルトートルイジン」

オルトートルイジンの有害性情報、製造・取扱状況、福井県の化学工場における膀胱がん発症に関する調査などを踏まえ、職業がんの予防の観点から、オルトートルイジンの製造・取扱

作業について制度的対応を念頭に置いて、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」などにおいて具体的措置を検討することが必要である。

*別添の報告書「オルトートルイジンに対する今後の対応」(全文)は、以下の厚生労働省ウェブサイトに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000131513.html>

<参考>

●化学物質による労働者の健康障害のリスク評価について

事業場で使用されている化学物質の中には、その取扱いによっては労働者に、がんなどの健康障害を生じさせるおそれのあるものがあります。厚生労働省では、こうした物質について、「化学物質のリスク評価検討会」を毎年開催し、事業場間などに共通するリスクの有無を検討・提言していただき、必要な対応を行っています。

○ 労働安全衛生法第57条の4第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件

(平成28年6月27日厚生労働省告示第266号)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条の4第1項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称を次のとおり公表する。

編注：以下略

(通し番号、名称、一覧は下記URL参照。)

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/hourei/H160627K0020.pdf>

○ 災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について

(平成28年7月25日基安安発0725第2号・基安発0725第2号・基安化発0725第2号、
熊本労働局労働基準部長・大分労働局労働基準部長宛、
厚生労働省労働基準局安全衛生部 安全課長・労働衛生課長・化学物質対策課長名)

平成28年熊本地震により生じた災害廃棄物の処理に当たっての安全衛生対策の確保に関し、別添のとおり環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長と連名で、熊本県、大分県の廃棄物担当部長あて通知しているところであるので、了知願いたい。

貴職におかれても、通知内容に加え、特に下記の事項について関係自治体に対して機会を捉え、発注時における安全衛生経費の計上等、安全衛生対策の徹底について要請願いたい。

記

1 作業の発注に当たっては、作業を請け負う

こととなる事業者において、①防じんマスクの着用、②作業の内容に適した服装の着用、③作業に係る労働災害防止や熱中症予防、④作業員に対する安全衛生教育の実施が徹底されるよう、安全衛生に配慮した経費の積算、工期の設定や事業者に対する指導に努めること。

- 2 作業を請け負った事業者から、安全衛生確保の観点から必要な発注条件や工期の変更について相談があった場合には、円滑な震災復旧に留意しつつ、十分に配慮すること。
- 3 近接したエリアで複数の事業者による作業を発注する場合には、各作業が輻輳して行われることによる災害の防止を図るため、各事業者間で連絡調整等を適切に実施するよう指導すること。

(別添)

災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について

平成28年熊本地震により生じた災害廃棄物の処理においては、労働者のみならず被災した住民やボランティア等が作業に従事することが想定されるところであり、また、災害廃棄物の中にはアスベスト等の有害物質が含まれる可能性もあることから、従事者の労働安全衛生に係る関係法令等を遵守した上で、作業員に対する安全衛生教育等の徹底に加え、災害廃棄物処理の際に発生する粉じんのばく露防止対策として有効なマスクの着用が必要となります。また、不慣れた作業による負傷や暑熱環境による熱中症の発生等が予想され、今後作業に従事する方への安全衛生対策及び発注者による労働者の安全衛生面への配慮が非常に重要となってまいります。

発注者による労働者の安全衛生面への配慮は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第3条第3項において定められており、また、厚生労働省が平成19年3月22日付けで発出した基発第

0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」においても、発注者の実施事項を下記のとおり示しているところです。

つきましては、貴職におかれては、これら発注者の果たすべき役割に御留意の上、貴管下市町村が安全衛生の確保に充分配慮した発注を行うとともに、災害廃棄物処理を行う事業者に対して適切な指導を行うよう、市町村へその徹底に御協力をお願いいたします。

なお、市町村から事務委託を受けた場合、貴職におかれても同様の御配慮及び御指導をお願いいたします。

記

平成19年3月22日付け厚生労働省基発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」別紙1建設業における総合的労働災害防止対策 別添1「建設業における安全衛生管理の実施主体別実施事項」のうち発注者の実施事項（抜粋）

区 分	実施事項
発注者	1 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等
	2 施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算
	3 施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示
	4 適正な施工業者の選定及び施工業者に対する指導
	5 分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にあつては、次の事項 (1) 個別工事間の連絡及び調整 (2) 工事全体の災害防止協議会の設置
	6 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及び労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

(参考：労働安全衛生法第3条第3項)

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。